

カスルストノ自安事ヲ以テ居中調停ヲ試ミ漸ク會社側ヲ納
得セシメタルガ從業員側ハ本安ホハ「計平」ノ問題ニ觸レサ
ルヲ以テ直ニエラ承認スルスト能ハス故ニ時猶予アリタルトテ
一先正午休憩し從業員側ハ渋谷町明生俱生會ニ引揚ケ樞
議ノ上

- (一) 從業員ハ要求各項ヲ撤回スルスト
- (二) 會社ハ現在、從業員ノ待遇ヲ低下セサルスト
- (三) 徳恒一ニ對シテハ一四六ナキ支給スルト同時ニ一般採用者ニ對シテハ
現在ノ内規ヲ低下セサルスト
- (四) 計手ノ職責ヲ明示シ他ノ業務ニ転用シラル場合ハ其ノ職別ノ
内規ヲ適用スルスト

- (五) 會社ハ一般設備ニ付キ米倉ノ便宜ヲ計ルモ改善甚ニ努力スルスト
 - (六) 從業員ハ不當ナル言ハ動ヲ慎ク會社ニ對シ忠實員ニシテ勉勵スルスト
 - (七) 今回ノ問題ニ對シテハ絶対ニ犧牲者ヲ出ササルスト
 - (八) 本問題ニ關シテハ欠勤又ハ早退ヲ去勤ト認メ日給ヲ支給シテタルノ
組合側案ヲ作成シ今三時ヨリ更ニ協議ニ入りタルカモ對スル會社
社例ノ意見強硬ニシテ纏ラヌ會社例ハ今大時ヨリ一應引揚
ケ重役會議ニ附シタルモ意見一致見サル者モ僅ニ二十四日午前十一時
迄ニ當麗調停課ニ回答スベキヒヨラ申渡シ今七時散會ノシ時
ハ調停ノ決裂ヲ見ルニ至ルヤモ難計狀況ニアリタリ
2. 九日狀況(解決條件)

九月二十四日午前十一時ヨリ中麗調停課ニ於テ重事者集會ヲ